

## インフルエンザ予防接種補助金支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、組合同規約第64条第2項に基づき保健事業の一環として行うインフルエンザ予防接種補助金に関する事項について定める。インフルエンザの感染拡大は個人への健康被害とともに企業の経済活動に大きな影響を与えることから、感染予防と重症化防止を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 インフルエンザ予防接種補助金の支給対象者は、接種日において当組合の被保険者及び被扶養者であること。

### (補助金支給要件)

第3条 毎年度10月1日から翌年1月末日までに接種したもの。ただし、パンデミック等の感染が想定されるときは理事長が別に定める。

### (補助金額)

第4条 補助金の額は別表1に定めた額を限度として、その実費相当額を支給する。

- 2 一回法、二回法の別なく一人につき別表1の補助金額を上限とする。
- 3 地方自治体等の補助がある場合は補助金の支給はしない。ただし、一部自己負担金がある場合には差額を補助金対象額とする。

### (補助金請求方法)

第5条 補助金請求は、被保険者が次の書類を組合に提出するものとする。

- (1) インフルエンザ予防接種補助金請求書
  - (2) 医療機関発行の領収書(原本)
- 2 請求は世帯単位の接種者全員分を一括して請求するものとする。ただし、被保険者の接種費用を事業主が負担した場合、事業主が請

求することができる。

- 3 被保険者分について前項の請求があった場合、家族のみの請求でも差し支えない。

(請求期限)

第6条 補助金請求は、原則として毎年度2月末日(当日消印有効)までとする。

(補助金支払)

第7条 第5条の請求があったときは、組合は速やかに決定し支給するものとする。

(制限)

第8条 インフルエンザ予防接種にあたり不正の事実があったときは、接種費用の全額を不正利用者に負担させるものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程並びに別表1の変更は、組合会において決定する。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項及び実務的な事項については、理事長がインフルエンザ予防接種補助要綱に定める。

附則

- (1) この規程は平成26年4月1日から施行する。
- (2) この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。  
(第3条・第6条の改正)